

# 相続手続きのご案内

ご名義人が亡くなられた場合は、相続の手続きが必要となります。

ここでは、基本的な相続手続きの流れをご説明していますが、相続の方法やお取引の内容により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、お取引店へお問い合わせください。

## 《 お手続きの流れ 》

1. お手続きの申し出 2. 必要書類のご準備 3. 書類のご提出 4. 払戻等のお手続き

### 1. お手続きの申し出

- お亡くなりになられたお客さまのお取引店または最寄りの支店にお知らせください。
- お取引の内容、相続方法等を確認し、今後のお手続き方法や必要書類をご案内します。
- 窓口にご来店される際には、あらかじめ電話等で日時をご連絡いただくか、ご来店予約サービス（※）をご利用いただくと、スムーズにお手続きを進めることができます。事前にご連絡（ご予約）いただいたお客さまは優先してご対応させていただきます。  
※ 当行ホームページの「ローン申し込み・各種相談予約」より、お申し込みください。
- 相続開始のご連絡と同時に、亡くなられたお客さま（被相続人さま）の口座は次のようなお取扱いとなります。

取引内容	お取扱い方法
お引き出し	お取扱いできません。
お預け入れ	
口座振替	お引き落としができなくなります。 *お早目に引落口座の変更手続きをお願いいたします。
振込の受け取り	原則、お取扱いができません。 *家賃等を受け取る予定がある場合は、早目に振込指定口座の変更をお願いいたします。
その他	お取引店にお問い合わせください。

### 2. 必要書類のご準備

- 相続手続きで必要となる書類をご用意ください。
- ご用意いただく書類は、「遺言書」や「遺産分割協議書」の有無等により異なります。後記の《相続方法と必要書類》をご覧ください。

### 3. 書類のご提出

- ご準備いただいた書類と併せて、当行所定の相続手続き書類にご記入、相続人のご署名・ご捺印（実印）のうえ、お取引店へご提出ください。

### 4. 払戻等のお手続き

- 全ての必要書類を提出されたのち、払戻等のお手続きをします。
- お手続きには日数が掛かる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 投資信託、公共債、貸金庫の取引がある場合は、お取引店へご来店いただく必要があります。

当行では、お客さまのご要望に応じ相続の手続きをお手伝いするサービスをご用意しております。詳しい内容については、窓口までお気軽にご相談ください。

## ◀ 相続方法と必要書類 ▶

相続方法により必要な書類が異なります。主なケースは以下のとおりです。

相続方法		ご用意いただくもの
遺産分割協議書、遺言書がいずれもない場合		下記、区分「A」の書類をご用意ください
遺産分割協議書により相続される場合		下記、区分「B」の書類をご用意ください
遺言により相続される場合	遺言執行者の指定あり	下記、区分「C」の書類をご用意ください
	遺言執行者の指定なし	下記、区分「D」の書類をご用意ください

区 分				ご用意いただく書類	補足説明	入手先	確認
A	B	C	D				
○	○	○	○	相続手続依頼書	窓口または郵送にてお渡しいたします	当行	<input type="checkbox"/>
				相続方針確認シート	窓口または郵送にてお渡しいたします	当行	<input type="checkbox"/>
				通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫の鍵 等	紛失されている場合は窓口までお申し出ください	お客さま	<input type="checkbox"/>
				実印	ご来店される相続人代表者	お客さま	<input type="checkbox"/>
				ご来店者さま（お手続きされる方）の本人確認書類	運転免許証、健康保険証、登録証 等	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○		○	亡くなられた方の戸籍謄本、全部事項証明書 等	出生から死亡まで確認ができるもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○		○	相続人全員の戸籍謄本、全部事項証明書 等	被相続人さまとの関係が分かるもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○		○	相続人全員の印鑑登録証明書	相続人さま全員のもの（発行後6か月以内）	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	○			遺産分割協議書	法定相続人全員のご署名・ご捺印（実印）があるもの	お客さま	<input type="checkbox"/>
		○	○	遺言書	自筆遺言証書、公正証書遺言	お客さま	<input type="checkbox"/>
		○	○	検認済証明書（または検認調書）	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
		○		遺言執行者の選任審判書謄本	家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
		○		遺言執行者の印鑑登録証明書	遺言執行者が選任されている場合（発行後6か月以内）	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
		○		亡くなられた方の除籍謄本	亡くなったことが確認できるもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
		○		受遺者の印鑑登録証明書	発行後6か月以内	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
		○		遺言執行者の署名・押印（実印）のある委任状		市区町村役場	<input type="checkbox"/>

※登記所より交付を受けた認証文付き「法定相続情報一覧図」の写しをご提出いただける場合、戸籍謄本は不要です。

※正本または謄本の原本をご用意ください。（返却をご希望される場合はお申し出ください。）

※裁判所の調停調書謄本または審判謄本がある場合は、お取引店にお問い合わせください、

※提出いただいた戸籍謄本が発行日から著しく経過している場合は、再度の取得をお願いすることがあります。

※相続の対象となるお取引（お借り入れ、投資信託、公共債、外貨預金等）がある場合は、上記以外の書類が必要となることもありますので、お取引店にお問い合わせください。

## ≪ 戸籍謄本取得に際してのお願い ≫

### ○ 相続人さまへ

被相続人さま（お亡くなりになられた方）、各相続人さまの戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、市区町村へ行かれる際は本紙をご持参の上、「**相続に必要なため被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください**」と住民課担当者にお話してください。

※ 当行では、下記書類の取得代行サービス（有償）をご用意しております。  
必要な場合は、お気軽にご相談ください。

### ○ 市区町村の担当者さまへ

相続預金の手続きを行うに際し、下記書類の提出をお願いしています。  
ご不明な点等につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

#### 1. 被相続人

- ① 被相続人の死亡を確認できる戸籍（除籍）の全部事項証明書
- ② 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本  
※ 戸籍謄本に「改製」、「転籍」、「分籍」、「家督相続」など文言がある場合は、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本が必要になります。

#### 2. 相続人

相続人を確定できるすべての戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書

- ※ 被相続人の戸籍からご結婚や養子縁組等により除籍・転籍されている場合は除籍・転籍から現在の戸籍まで連続した戸籍謄本
- ※ 兄弟姉妹の方が相続人の場合は、被相続人のご両親の出生から死亡までの戸籍謄本が必要となります。
- ※ 下記のいずれかに該当する場合は不要です。  
被相続人と同一戸籍にいる方  
被相続人の戸籍から除籍されているが現在の姓が被相続人の戸籍から確認できる方

### 【お問い合わせ先】

大光銀行 事務・システム統括部 電話：0258 - 36 - 4111（内線：1775）

